

食の安全自主点検店公表制度実施要綱

平成 28 年 6 月 1 日千保生衛発 60 号

改正

令和 3 年 6 月 1 日千保生衛発 134 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、食品事業者が食品営業施設において食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 51 条第 1 項第 2 号の規定に基づき定められた「取り扱う食品の特性に応じた取組」を実施する中で、千代田保健所長(以下「保健所長」という。)が認める一定水準以上の衛生管理を行う食品営業施設を認定し、公表することによって、区内食品営業施設の衛生水準向上を図るとともに、区民が利用する際の食品営業施設選択の一助とすることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 食品事業者 法第 55 条第 1 項の規定により許可を受けた営業者又は法第 57 条第 1 項の規定により届出を行った営業者であつて、区内に食品営業施設を有するものをいう。

(2) 点検店 この要綱第 6 条第 1 項の規定により保健所長から認定を受けた食品営業施設をいう。

(3) 公表 点検店を、区ホームページ等に掲載することをいう。

(認定対象)

第 3 条 認定の対象となる食品営業施設は、食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号)第 34 条の 2 各号に規定する小規模な営業者等が衛生管理を行う次に掲げるものとする。

(1) 飲食店営業施設

(2) 菓子製造業施設

(3) 集団給食施設

(認定基準)

第 4 条 認定する基準は、次に掲げるとおりとする。食品事業者が法第 51 条第 1 項における公衆衛生上必要な措置に基づく衛生管理計画を策定していることに加えて、別表第 1 で定める食材及びメニュー(以下「ハイリスクメニュー」という。)の有無の確認および同等以上の管理が記載されていることとする。

なお、認定店は上記で行う記録を 1 年間保存しなければならない。

(申請)

第 5 条 認定を受けようとする食品事業者は、認定を受けようとする食品営業施設ごとに、食の安全自主点検店認定申請書(第 1 号様式)に衛生管理計画及び記録表の写しを添えて、保健所長に提出しなければならない。

(認定及び公表)

第 6 条 保健所長は、前条の規定により申請のあった食品営業施設について、第 4 条に規定する基準を満たすと認める場合は、期間を定めて認定する。

2 保健所長は、前項の規定により認定したときは、次に掲げる事項を認定期間中公表する。

(1) 点検店の所在地

(2) 点検店の名称、屋号又は商号

(3) 点検店の営業の種類

(4) 前項の認定を受けた食品事業者（以下「被認定者」という。）の氏名（法人にあつては法人名。以下同じ。）

(5) 認定年月日

（認定書）

第7条 保健所長は、前条第1項の規定により認定したときは、食の安全自主点検店認定書（第2号様式）及び認定ステッカー（第3号様式）（以下「認定書等」という。）を被認定者に交付する。

2 認定ステッカーの意匠は、変更を加えない限り、点検店の広告等に使用することができる。

（認定期間）

第8条 第6条第1項の規定による認定の期間は、認定日から1年を経過した月の月末とする。

（変更の届出）

第9条 被認定者は、認定期間内において、点検店の名称又は被認定者の氏名に変更があつたときは、食の安全自主点検店申請事項変更届（第4号様式）により届け出ることができる。

（更新の申請）

第10条 被認定者が点検店の認定期間満了に際し、引き続き認定を受けようとする場合には、認定期間が満了する1か月前までに、第5条の規定による申請を行わなければならない。

（準用）

第11条 前条の規定による申請があつた場合の認定手続については、第6条から第8条までの規定を準用する。

（認定の取消し）

第12条 保健所長は、被認定者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、その認定の取消しを行うことができる。

(1) 第4条に規定する認定基準に満たさないと判明し、改善を求めてもなお改善がなされないとき。

(2) 衛生管理計画に重大な不備が明らかになったとき。

(3) 法第6条の規定に違反し、法第60条の規定による処分を受けたとき。

2 前項の規定により認定を取り消すときには、被認定者に食の安全自主点検店取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

3 被認定者は、第1項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに認定書等を保健所長に返納しなければならない。

（認定の辞退）

第13条 被認定者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、食の安全自主点検店辞退届（第6号様式）に認定書等を添えて速やかに保健所長に届け出なければならない。

(1) 認定期間中に認定を辞退しようとするとき。

(2) 点検店を廃業したとき。

2 保健所長は、前項の規定にかかわらず、被認定者から当該認定にかかる対象業種の許可又は届出に関する廃業届又は廃止届が提出された場合は、認定の辞退をしたものとみなす。

（欠格要件）

第14条 第12条の規定により認定を取り消された食品事業者は、その取消しを受けた日の翌日から起算して1年を経過するまでは、第5条に規定する申請をすることができない。

（申請等手続に関する補則）

第 15 条 この要綱に基づく申請及び届出の手續に押印は不要とし、電子メールによる電子ファイル又はファクシミリによりこれらの手續を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(見直し)

2 この要綱は、法第 51 条第 1 項第 2 号並びに法施行令第 66 条の 2 における「衛生管理計画」や他の認証制度の動向を考慮し、適宜見直すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

2 令和 4 年 3 月 31 日までの間、改正前の第 1 条および第 4 条 2 の審査員による確認を行う場合、この要綱施行後も、なおその効力を有する。

別表第 1

ハイリスクメニュー	点検項目
生食魚類の料理 (サバ、サンマ、イワシ、カツオ、ブリ類、ヒラメ、メジマグロ)	原則、凍結処理（-18℃以下、24 時間）を行い、寄生虫を死滅させること。凍結処理をせず提供する場合、産地等、寄生虫情報に留意し、仕込み時並びに切り付け時に徹底した目視確認をすること。
鶏肉、ジビエ、ひき肉、テンダライズ又はタンブリングされた食肉、結着肉、内臓肉（生食用馬肝臓以外）を使用する料理、客が自ら焼く食肉	中心部温度を測定し、75℃ 1 分と同等以上の加熱ができていないこと。客が自ら肉を焼く場合は、十分な加熱と箸等の使い分けを説明すること。
内臓を喫食する二枚貝（生食用カキを除く）の料理	中心部まで十分加熱すること。（中心部温度が 85℃ に到達してから 90 秒経ったか。）客が自ら焼く場合は、十分な加熱を説明すること。
生食用カキ	ノロウイルスが不検出であることが確認された食材を使用していること。 カキからノロウイルスが検出された事例のない海域である、又は、頻繁かつ多数の検査を行い、不検出が確認されてから出荷されているカキであること。 （輸入品と同程度の安全が確保されていること。）
漬け込んだ魚（醤油漬け、麹漬け、粕漬け、味噌漬け）、解凍後使用する魚の料理	ヒスタミンが産生されないように、低温で処理されていること。常温作業が長時間ではないこと。漬け込み温度および期間は適切であること。原材料の鮮度や温度の管理がなされていること。
活ウナギ、活スッポンを仕込む調理場での料理（うなぎ蒲焼やすっぽん鍋はハイリスクメニューではありません。）	仕込み作業時に周囲を汚染しないこと。作業後、適切に消毒すること。 スッポンにあつては、スッポンの肉や血液を加熱してから提供すること。
十分な加熱のなされない卵料理	鶏舎等も含めた妥当な頻度、数量および項目の細菌検査をしている卵を使用すること。製品は常温放置をしないこと。

年 月 日

千代田保健所長 殿

申請者住所

申請者氏名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地並びに代表者の氏名）

食の安全自主点検店認定申請書

食の安全自主点検店公表制度実施要綱第5条の規定に基づき、下記の施設について申請します。

施設の所在地

施設の名称、屋号又は商号

営業の種類

添付書類 衛生管理計画および記録表の写し

第2号様式（第8条関係）

食の安全自主点検店認定書

施設の所在地

施設の名称、屋号又は商号

営業の種類

氏名

この施設は、食の安全自主点検店公表制度実施要綱第4条の規定に合致していることを認定し公表します。

認定期間

年 月 日 第 号

千代田区千代田保健所長

印



年 月 日

千代田保健所長 殿

申請者住所

申請者氏名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地並びに代表者の氏名）

食の安全自主点検店申請事項変更届

下記施設にかかる申請事項を変更したので、食の安全自主点検店公表制度実施要綱第9条の規定に基づき届け出ます。

施設の所在地（新）

（旧）

施設の名称、屋号又は商号

（新）

（旧）

営業の種類

第5号様式（第12条関係）

食の安全自主点検店取消通知書

施設の所在地

施設の名称、屋号又は商号

氏名

食の安全自主点検店公表制度実施要綱第12条第2項の規定に該当するため、上記施設の認定を取消します。

年 月 日

千代田区千代田保健所長

印

年 月 日

千代田保健所長 殿

申請者住所

申請者氏名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地並びに代表者の氏名）

食の安全自主点検店辞退届

食の安全自主点検店公表制度実施要綱第13条の規定に基づき、下記の施設について認定を
辞退します。

施設の所在地

施設の名称、屋号又は商号

営業の種類

添付書類 食の安全自主点検店認定書
認定ステッカー